

## 合法伐採木材を使用していることが確認できる書類について

外構実証事業では、外構実証事業助成金交付申請書の付属資料として、塀等において使用した木材について、合法伐採木材を使用していることが確認できる書類を提出していただくこととなっています。

当該書類については、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく団体認定番号もしくは合法伐採木材であることが記載されている納品書等（外構部の木質化支援事業助成金公募要領第13（1）エ）とされているところですが、以下にその例を示すので参考にしてください。

### 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく業界団体認定方式による木材の合法証明の作成例

#### 合法木材証明書

令和元年●月●日

△△△工務店 殿

事業所の所在地

事業者名称

代表者氏名 印

団体認定番号

下記は、合法的に伐採された木材のみを原材料としていることを証明します。

#### 記

発地（出荷場所）○○○製材所 ○○工場

着地（納入場所）△△△工務店 △△様邸新築工事

樹種	寸法	数量 (本)	材積 (m <sup>3</sup> )	備考
スギ	105×105×3,000	10	0.3308	
ひのき	120×240×4,000	5	0.576	

#### 作成上の注意点

- ①木材の合法性を証明する書類は、認定された事業者のみが作成できます。
- ②書類においては、団体認定番号、使用した木材が合法的に伐採されたものであること

ることを示す文言、書類中のいずれの木材が合法木材であることを明確にしていることが必要です。

- ③合法性の確認の証拠書類は、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存してください。
- ④ご不明な点があれば合法木材 Navi (<https://www.goho-wood.jp/>) を参照ください。

### 外構実証事業者が全国木材協同組合連合会に対して発行する書類の例

上記によらない場合は、以下の例を参考にしてください。

#### 木材の合法性確認書

令和元年●月●日

全国木材協同組合連合会殿

所在地

△△△工務店

代表者氏名 印

(登録番号を記載)

外構部実証事業(受付番号 ×××××-×××)において使用した木材は、すべてクリーンウッド法に基づく木材の合法性の確認ができた木材です。

注)この書類は、合法伐採木材の供給者が外構実証事業者に対して発行した合法性の確認の証拠書類に基づいて作成しています。

#### 作成上の注意点

- ①外構実証事業者(申請者)の名義で書類を作成してください。
- ②合法性を確認した木材の明細と当該木材について合法性の確認を行い、合法性が確認できた旨を記載してください。
- ③合法伐採木材の供給者が外構実証事業者に対して発行した合法性の確認の証拠書類を、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存してください。